

## 第27回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発事業委託業務 募集要領

### 1 趣旨・目的

県内の有権者に対し、第27回参議院議員通常選挙の実施及び投票日の周知を行うとともに、県民一人ひとりが選挙の重要性を十分に認識し、正しいルールを守りながら、進んで投票に参加するような効果的な啓発事業を一体的に展開するため、第27回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発事業委託業務について、事業者の募集・選定を公募型プロポーザル方式により実施する。

### 2 業務実施主体

徳島県選挙管理委員会

### 3 業務実施形態

委託事業（本業務に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結）

### 4 募集対象業務

#### (1) 委託業務名

第27回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発事業委託業務

#### (2) 委託業務の内容

別紙「第27回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発事業委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり

#### (3) 委託業務期間

契約締結日から令和7年8月29日（金）まで

#### (4) 見積限度額

7,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 5 契約の方法

#### (1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

#### (2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を決定し、その提案提出者を契約予定者とする。

### 6 委託対象経費

#### (1) 対象となる経費

- ア 業務実施に必要な経費として、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
- イ その他業務を実施するために必要と認められる経費

#### (2) 対象とならない経費

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得するための経費
- ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
- エ その他、業務との関連が認められない経費

### 7 応募者の参加資格

応募者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。なお、(3)、(4)及び(5)ウの要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措

- 置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (10) 応募者の本社及び営業所等の都道府県税に未納がないこと。

## 8 企画提案の参加及び応募方法

### (1) 提出書類、部数及び提出期限

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成し、提出すること。

また、イ(ア)、ウ、エ、オについては、電子データによっても提出すること。なお、各データについてはPDFファイルとすること。

内容	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	1	令和7年4月25日（金） 正午必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） (ア) 団体等の概要が分かる書類（規約、組織図等） ※既存のパンフレット等でも可。	10	
(イ) 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※コピー可。企画提案の到着日時時点で発行から3ヶ月以内のものを提出すること。	1	
(ウ) コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）	1	
ウ 類似業務委託実績調書（様式第2号）（コンソーシアムの場合、構成員全て）	10	
エ 企画提案書 次の事項を盛り込んだものを提出すること。 (ア) 業務の具体的提案 ・仕様書内「6 業務の内容」における各業務の実施内容	10	

<p>の詳細          ・デザイン案、絵コンテ、制作意図等の説明が必要な業務はそれらも記載すること。別紙記載でも可。          ・実施スケジュール          ・実績、ノウハウをどのように活かすのか。          ・事業効果の検証方法等、その他提案事項</p> <p>(イ)実施体制          企画提案内容を実施するための組織、管理運営体制</p>		<p>令和7年5月2日(金)          正午必着</p>
<p>オ 委託業務に係る経費の見積書          仕様書内「6 業務の内容」における各業務別に整理した上で、見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。消費税等は、外税表示とする。様式は問わない。</p>	<p>10</p>	

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く）又は郵送（書留又は簡易書留）によること。

(3) 提出先及び問い合わせ先

徳島県選挙管理委員会事務局

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地（徳島県企画総務部市町村課内）

電話：088-621-3205 ファクシミリ：088-621-2829

電子メール：senkyokanri@pref.tokushima.lg.jp

9 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要領及び仕様に適合しない場合

オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

ア 応募は1参加者につき1件とする。

イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。

ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

エ 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

キ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。

ク 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは県と当法人等との契約関係を生じるものではない。

ケ 業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら進めるものとする。

コ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。

サ 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。

シ 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

10 応募書類等に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和7年4月18日（金）正午必着とする。

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式第3号）により行うものとし、8の（3）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。

11 審査及び結果通知

(1) 審査方法

徳島県選挙管理委員会事務局が別に設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。ただし、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、別途通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

※やむを得ない事情によりプレゼンテーション審査ができない場合には、別途通知する。

(2) 審査基準

審査委員は、別紙「審査基準」の観点に基づき審査する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

12 契約の締結

(1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

(4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

13 日程

募集開始	令和7年4月4日（金）
質問受付期限	令和7年4月18日（金）正午
参加申込書の提出締切	令和7年4月25日（金）正午
企画提案書等の提出締切	令和7年5月2日（金）正午
審査委員会	令和7年5月15日（木）（予定）
審査結果通知・契約・業務開始	令和7年5月下旬（予定）

## 審査基準

### 1) 総合評価

企画内容全般について、次の項目ごとに審査を行う。

項目	審査の視点		配点
コンセプト	コンセプトの熟度	・コンセプトは明確で、業務の目的・基本理念と整合しているか。	10
全体デザイン	デザインの印象度と効果	・投票日に関する情報等を有権者に明確に伝えられる印象的な内容となっているか。	10
企画内容	各業務の一体感	・各業務がコンセプトに基づき統一的に企画されて相乗効果が見込めるものとなっているか。	5
	若年層及び子育て世代対策	・投票率が特に低い若年層対策として、若者の関心を引き付けるような内容が盛り込まれているか。 ・親子連れ投票を意識し、親子で投票に行きたくするような内容が盛り込まれているか。	20
	企画内容の印象度	・各業務が、有権者に印象を与えるインパクトの強い内容となっているか。	10
	効果的な情報発信	・メディアとの連携や活用など、有権者に対して、わかりやすくかつ影響力を持って情報を伝えられる内容となっているか。	20
実施体制	実施体制の充実度	・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる組織、実施体制となっているか。	10
業務実績	類似業務の実績	・類似業務を円滑に遂行した実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることを期待できるか。	5
費用対効果	経費積算の妥当性	・企画された業務内容に対する積算は妥当か。	10

### 2) 個別評価

啓発内容の提案要素が多い業務について、内容の優劣に対する審査を行う。

業務名	審査の視点	配点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層及び子育て世代に対する有効かつ話題性の高い啓発事業の企画・実施</li> <li>・啓発動画の企画・制作</li> <li>・SNS やインターネット等広告の掲載及び記事投稿</li> <li>・その他、有効な啓発事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左の業務ごとにアイデアやインパクト等その効果の度合いについて、その優劣の審査を行う。</li> <li>・左の業務の個別評価をするにあたっては、業務の回数のみならず、その内容と効果についての審査を行う。</li> <li>・なお、「その他、有効な啓発事業」については提案があった場合のみ審査を行う。提案がない場合は0点とする。</li> </ul>	計 40